

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509

ホームページアドレス [<http://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ・通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」発出…1
- ・通知「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」発出……………1
- ・事務連絡「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について」発出…………2
- ・「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQの訂正…………2
- ・中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」創設について～2016年9月5日まで受付中～……3

通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」発出

平成28年8月8日、内閣府、厚生労働省、文部科学省は、通知「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」を都道府県・指定都市・中核市等宛に発出しました。

通知では、幼保連携型認定こども園の分園について(1)基本的考え方、(2)定員及び距離、(3)職員、(4)設備、(5)食事の提供、(6)子育て支援事業、(7)園則等、のほか、設置手続きについて、既存分園の取扱いについて、幼保連携型認定こども園以外の分園について、取扱いが別添のとおり示されています。

通知の全文は、以下、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

「幼保連携型認定こども園において新たに分園を設置する場合の取扱いについて」平成28年8月8日

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>

通知「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」発出

平成28年8月2日、内閣府、厚生労働省は、通知「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」を都道府県宛に発出しました。

平成27年度の公定価格に基づく基本分単価の内訳等については、通知「私立保育所の運営に要する費用について(平成27年9月3日)」で示されており(平成27年度本ニュースNo.15-17で既報)、今般、平成28年度の内容について別添のとおり示されたものです。

通知の全文は、以下、内閣府ホームページに掲載されています。

内閣府ホーム>内閣府の政策>子ども・子育て本部>子ども・子育て支援新制度>法令・通知等

「平成28年度における私立保育所の運営に要する費用について」平成28年8月2日

<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/law/index.html#tsuuchi>

事務連絡「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について」発出

平成 28 年 7 月 22 日、厚生労働省は、事務連絡「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の補助対象の拡大について」を都道府県・指定都市・中核市宛てに発出しました。

平成 27 年 4 月に施行された子ども・子育て支援新制度により、新たに地域型保育事業が創設されたこと、また、平成 28 年熊本地震による被害の状況等を踏まえ、補助対象を拡大し、地域型保育事業を行う施設（小規模保育事業及び事業所内保育事業を行う施設）を対象としています。事務連絡の全文は、別添をご参照ください。

「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ の訂正

平成 28 年 6 月 20 日に厚生労働省から発出された「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関する FAQ において、回答に一部誤りがあり、該当ページの訂正版が発出されています。訂正内容は以下枠内の通りです。

問 31 新制度の理事、監事、評議員の任期について教えていただきたい。

(答)

1. 理事の任期

理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の集結の時までとされる（法第 45 条）。ただし、定款によって短縮することは可能（法第 45 条ただし書）。

任期の終期が、「定時評議員会の終結の時まで」とされているのは、評議員会で選任されることに鑑み、次の選任の前に任期切れとなり欠員状態が生じるのを防ぐためである。

例えば、~~4月1日から3月末までを会計年度としている法人で、~~定時評議員会を毎年 6 月末に行っている法人の理事の任期を例にすると、平成 30 年 6 月末の定時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 32 年 6 月末の定時評議員会までの 2 年間となるが、平成 30 年 4 月中旬に行った臨時評議員会で理事を選任した場合の理事の任期は平成 ~~32~~³¹ 年 6 月末の定時評議員会までの ~~1~~² 年 ~~3~~² ヶ月間余となる。

2. 監事の任期

監事の任期についても、同様である。

3. 評議員の任期

評議員の任期は、原則として、選任後 4 年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされる（法第 41 条第 1 項）。定款で「4 年」を「6 年」まで伸長することは可能（同項ただし書）。

問 32 理事の任期を「2 年」の確定期間とする定款の規定は許されるか。

(答)

1. 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までであり、定款によって短縮することが可能とされている（法第 45 条ただし書）が伸ばすことはできない。

このため、理事の任期を「2 年」とする規定を設けると、定時評議員会で理事を選任した場合は特段の問題はないものの、他方で、例えば、年度末の臨時評議員会で理事を選任した場合（3 月末決算の法人が 3 月中旬の臨時評議員会で理事を選任した場合）には、理事の法定の最長の任期を伸長することとなる。

2. したがって、そのような規定を設けることは適当ではない。

中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」創設について

～2016年9月5日まで受付中～

中央共同募金会では、共同募金運動70年を迎えるにあたり、企業、団体や個人の社会貢献意識を受けとめて束ね、広域的に、また継続的に支援をつないでいくための「赤い羽根福祉基金」を創設しました。

「赤い羽根福祉基金」は、公的制度やサービスでは対応できない分野において、社会課題の解決のための新たな活動や仕組みを構築するため、中央共同募金会が民間社会福祉事業者や団体等による先駆的な取り組みを資金面で応援することで、誰もが支え・支えられる地域づくりをめざすものです。

この度、第1回助成受付が行われています。詳細については、中央共同募金会ホームページに掲載中の「平成28年度助成応募要項」「助成応募書」をご参照ください。

中央共同募金会ホーム>新着情報一覧>中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」助成受付を開始

- ・中央共同募金会「赤い羽根福祉基金」平成28年度助成 応募要項(PDFファイル)
- ・平成28年「赤い羽根福祉基金」助成応募書(WORDファイル)

<http://www.akaihane.or.jp/topics/detail/id/419/>